

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月2日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (13人)

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第 148号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第 149号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第 150号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

(農地中間管理機構の売買)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸

農地係長 中川 博文

主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成28年度第34回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが3番の石島委員と4番の水田委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>本日の提出議案は148号が1件、149号が4件、150号が1件となっています。</p> <p>それでは議案第148号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番説明)</p> <p>平成19年12月から10年間の農地法第3条使用貸借権再設定のをしていたが、他の人に譲渡するため一部解約となっています。</p>
議長	<p>坂口委員調査・報告をお願いします・</p>
坂口委員	<p>息子さんと使用権設定をしていたけど、一部解除していたが、そのあと3条で出てきますのでよろしくお願ひしたいとの事でした。</p>
議長	<p>堀委員調査報告をお願いします</p>
堀委員	<p>事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。</p>
議長	<p>それでは議案第149号。農地法第3条の規定による許可申請審</p>

事務局	<p>議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。この件につきまして、</p> <p>1 番、事務局説明をお願いします。</p> <p>(1 番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>これは先ほどの解約のものですが、買ってくれとの事でしたので、今回購入に至りましたという事で、よろしく申し上げますとのことでした。</p>
議長	<p>堀委員調査報告をお願いします。</p>
堀委員	<p>現地を確認しましたが、耕運機はいれてないもののきれいな土地で藪にもなっていません。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>この件についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ではこの件につきまして許可いたします。</p> <p>つづきまして、2 番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>小川委員調査報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>譲渡人はずっとミカン畑を減らしています。で譲受人は今回のみかん畑の家の前で、今回私も関わって買ってくださいとお願いしま</p>

	<p>した。よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>譲渡人はデコポンで手のかかってもうできないという事で、買ってもらうだけで良いという話でした。譲受人は家の前なので、一番良かったなと思う所です。</p>
<p>議長</p>	<p>なにか意見等はありませんか。 (異議なし) それでは原案通り決定したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>つづきまして3番事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>小道委員、調査報告をお願いします・</p>
<p>小道委員</p>	<p>譲受人はすでに管理をされていたという事で、譲渡人の体調が思わしくないというのもありました。そしてこの土地には弘法さんが祭っていて、譲受人がその管理を行っている関係もあって今回の話になりました。よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>中尾委員をお願いします。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>小道委員の説明のとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは3番についてご質問等ありませんか。 (異議なし) それでは原案通り決定したいと思います。 つづきまして4番事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます</p>

議長	坂口委員調査報告をお願いします。
坂口委員	これは選果場の下の土地ですが、譲受人が長年草払い等をされて、環境美化をしています。今回そこを買うようにしたという事で、譲渡人の息子さんと話をしましたが、今回売ることになりましたと言われました。よろしくお願いします。
議長	川崎委員調査報告をお願いします。
川崎委員	坂口委員の説明に間違いありません。
議長	それでは3番についてご質問等ありませんか。 (異議なし)
議長	それでは原案通り決定したいと思います。
議長	それでは議案150号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による所有権移転について、1番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) 以上の計画申請の内容はあっせんで成立した案件であり、譲渡人の〇〇から公社が一時的に買い受けるものです。 (事務局追説明)
議長	それでは今回現地調査については省きたいと思います。 1番についてご意見はございませんか。 (異議なし) 議案通り決定します。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)

議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第34回総会を閉会いたします。
----	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年 3月 2日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 石 島 直

議事録署名者 水 田 武次郎